

速報重要判例解説

【No.2003-008】

任意取調べ中の被疑者に対する7泊8日にわたる取調べが許容限度を超える違法なものとして損害賠償を認められた事例

【文献番号】	28081485
【文献種別】	判決 / 千葉地方裁判所（第一審）
【判決年月日】	平成15年 6月 2日
【事件番号】	平成12年（ワ）第2747号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	一部認容（双方控訴せず確定）
【裁判官】	小磯武男 見米正 多田裕一
【参照法令】	国家賠償法1条1項

〈本件判決についての解説〉

1. 事実の概要

原告は、1998年11月10日、同居していたCがベッドで血を流して倒れているのを発見し、当時、娘Bが入院していた近所の病院に通報したが、その後、捜査を開始した警察官によって事情を聴取したい旨を申し受け、松戸署まで任意同行に応じ、その後、通常逮捕される11月19日午後9時32分までの間、警察官らによって宿泊場所を提供されたうえで、事情聴取を受けていた。原告は、12月10日にCに対する殺人罪で起訴され、1999年9月8日、千葉地方裁判所では有罪判決を受け、その後、これを不服として控訴したが、2002年9月4日に東京高等裁判所は、原判決を破棄した上で刑事訴訟法400条ただし書きに基づいて有罪判決を言い渡した。その間、原告は、C殺害に関する逮捕前の事情聴取ならびに取り調べが、任意捜査の限界を超えた違法なものであったとして、千葉県を相手取って2000万円の慰謝料を求めているところである。

原告は11月10日から9泊10日に渡って連日、任意の取調べを受けていたが、その期間中、原告が進んで宿泊先を提供してもらうよう要求した事実はないこと、原告が宿泊した場所は警察官が指示したもので常時警察官による監視がおこなわれていたこと、宿泊料金ならびに食事代の一切は警察官らが負担していること、松戸警察署と宿泊先との移動は警察車両でおこなわれていたこと、原告に対する黙秘権の告知や弁護人選任権の告知もおこなわれなかったこと、原告はフィリピン国籍を有する者であったが同大使館との連絡も自由にできなかったこと、通訳が取り調べ当初はつけられなかったこと、などの事情を主張し、本件任意捜査における取調べは原告の自由意志に反した違法なものであると主張した。

被告（千葉県）側は、原告に対する事情聴取ならびに取り調べはすべて原告の自由な意思に基づくものであって、原告の同意を得ておこなわれ、違法不当と評価されるものではないとの主張をした。被告は、原告が第一発見者であって聴取の必要性が高いこと、自殺の可能性が認められ、また安定した精神状態ではなかったため保護の必要性も高かったこと、原告には所持金が少なく、元々の夫Aの暴力が原因で被害者Cと同居するに至ったため宿泊先が見当たらず宿泊場所提供の必要性があったこと、原告は任意同行、事情聴取、取調べを拒否した事実はなかったこと、警察職員宿舎ならびにビジネスホテルに宿泊するについて同意があったこと、自殺の可能性があったため監視の必要があったものの、自由にロビーなどに出られるなど身柄の拘束ではなかったこと、などをその根拠とした。

2. 判決の要旨

(1) 裁判所認定の事実

事件が発生した1997年11月10日午前9時50分ころから同日午後11時5分まで、松

戸署において事情聴取がおこなわれ、終了後原告は娘Bが入院する病院の同室において宿泊し、これを男性警察官2名が監視した。翌11日も同様であった。12日および13日については、警察職員宿舎の一室に原告は宿泊し、女性警察官2名が隣室にて動静を監視した。14日から19日までは、ビジネスホテルの一室が提供され、女性警察官がホテルのロビーにて動静を監視した。この間、宿泊に関して同意を示す文書は作成されなかった。18日から19日かけて警察は原告を被疑者として取り調べ、19日に原告はC殺害を認める上申書を自筆した。同日午後9時32分に原告は通常逮捕され、20日に検察官送致後、12月10日に起訴された。

(2) 宿泊に関する諸事情

警察官らは宿泊の斡旋提供を希望する旨の書面を作成させておらず、原告は友人宅に行きたいという希望を述べていたのに適えられなかったことが認められる。また、原告の動静は常に監視されており、宿泊先と警察署の移動には警察車両が使われ警察官が付き添っていた。警察署では、1日当たり7時間55分から11時間43分に及び取調べがおこなわれている。

(3) 本件任意取調べの適法性

任意捜査における事情聴取ならびに取調べは、判例(最高裁昭和59年2月29日)によれば、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等の諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解されているところ、原告に任意同行を求めて事情聴取をおこなう必要性があったことなどから当初の病院宿泊中の事情聴取はやむをえない措置であり、原告を警察官の監視の下に置いたことも相当性を欠くことはなかったと認められる。しかしながら、その後、原告を7夜にわたって警察が用意した宿泊場所に宿泊させ、事情聴取を8日間にわたって続行した点については、原告は自由な行動を制限され、宿泊に伴う連日の長時間の取調べに耐えざるをえない心理的状況に置かれていたと認められる。かかる取調べは、任意捜査の方法としては、社会通念上不当なものであって、任意捜査の許容限度を超える違法なものであったといわざるをえない。被告の主張するような事情は、かかる任意捜査を正当化する根拠たりえず、原告が自らの意思によって、警察の監視下での宿泊を容認して、取調べに応じていたものとまで認めることはできない。

1997年11月12日から同月19日までの事情聴取及び取調べは、公権力の行使にあたる公務員が職務中に少なくとも過失によってした違法行為であるから、被告には国家賠償法1条1項に基づき、原告の被った損害を賠償すべき義務がある。原告は、事実上の身柄拘束に近い状態に置かれ、そのため多大な肉体的、精神的苦痛を被ったものと認められる。その違法は重大であり、原告の苦痛を慰謝するには200万円をもって相当とする。

3. 本件判決についてのコメント

(1) 刑事判決における違法評価

本判決は、いわゆる「ロザール事件」として知られている刑事事件の任意取調べの適法性をめぐる国家賠償請求訴訟である。刑事裁判については、既述のとおり一審、二審とも有罪判決となっているものの、本判決の争点である任意取調べの違法性について判断を示しているため、ひとまず関係する点にかかわる部分に限定して判決内容を紹介しておく。

一審の千葉地方裁判所は(千葉地判1999年9月8日・判例時報1713号143頁)、右任意取調べ中に警察官が得た自白の証拠能力の判断に先立って、先行する取り調べに違法があれば当該自白の証拠能力に影響を及ぼすことから、任意捜査の違法の有無と程度が問題となるところで、任意捜査における本件取り調べにつき、「被告人は、任意同行に渋々応じて以降、客観的にみれば、捜査官の意向に沿うように、長期間にわたり、右のような宿泊を伴う連日にわたる長時間の取り調べに耐えざるを得ない状況に置かれていたものであって、被告人に対する捜査官の一連の右措置は、全体的に観察すれば、任意取調べの方法として社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えたものとみるほかはなく、違法な任意捜査であるといわざるを得ない」と述べ、違法判断を示した。もっとも、その程度については、いわゆる違法収集証拠排除法則にならって、「自白収集の手續に憲法や刑事訴訟法の所期する基本原則を没却するような重大な違法」があったとは認められないとして、自白の証拠能力は許容されるとした。このため、自白に基づいた有罪認定がおこなわれた。

これに対して、二審の東京高等裁判所は(東京高判2002年9月4日・判例時報1808号144頁)、本件の任意取調べにつき「捜査方法は、社会通念に照らしてあまりに行き過ぎであり、任意捜査の方法としてやむを得なかったものとはいえず、任意捜査として許容される限度を超え

た違法なものであるというべき」として違法判断を維持しつつ、その程度については、これを「本件がいかにか殺人という重大事件であって被告人から詳細に事情聴取する必要性が高かったにしても、上記指摘の事実からすれば、事実上の身柄拘束にも近い9日間の宿泊を伴った連続10日間の取調べは明らかに行き過ぎであって、違法は重大」であるとして証拠の証拠能力は否定されるべきだと判示した。自白が排除された結果、裁判所は残された状況証拠（犯行時刻の鑑定、原告の衣服への血液付着、従前からの被害者Cとの口論、当日の娘Bの病状をめぐるCとの確執、不合理な行動など）から被告人が犯人と断定可能であるとして一審を破棄して有罪の自判をおこなった（上告取り下げ、確定）。

（2）宿泊を伴う任意取調べの適法性

任意捜査中の取調べをめぐる刑事事件で争われてはいるものの、その違法をめぐる国賠請求は公刊物においてはほとんど認められない。かかる意味で、本判決は刑事事件での違法判断と共に、民事訴訟においても違法性が明示された点で重要であり、とりわけ、本判決では、宿泊を伴う本件取調べの違法の程度について、刑事二審判決と同様、「違法は重大である」として苦痛の慰謝を求めた点は、今後の任意取調べの限界を知る上でも参考となるであろう。

宿泊を伴う任意取り調べをめぐる最高裁判例としては、いわゆる「高輪グリーンマンション事件」（最決1984年2月29日刑集38巻3号479頁）がある。これは、警察が手配した宿泊施設に4泊連続して宿泊させ、5日間にわたって長時間取り調べたケースについて、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を考慮して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるという一般論に立ち、被告人が宿泊させていただきたい旨の答申書を提出していたこと、被告人が退去帰宅の申し出をおこなったり行動にでたようなことがなかったこと、捜査官らがそうした退去帰宅を拒絶したり制止しようとしなかったこと、から「被告人がその意思によって取り調べを容認し応じていた」と認定されたものである。同事件では、認定の前提となる事実として、被告人はアリバイが存在するとして任意に出頭してきたものであるが、そのアリバイが虚偽であることが判明し不自然と考えられたこと、

任意取調べの初日に犯行を自白していたこと、といった事情が認められていた。ただし、二名の裁判官の反対意見が付され、多数意見においても「許容される限界を越えたものであったとまでは断じ難いというべき」といった極めて限界的レベルに近い程度を示す表現をしていたこともあって、「限界事例」であるという見方が強かった。

任意同行後の取調べが実質的に逮捕に当たるか否かをめぐっては、一般に、取調べの時間・態様、被疑者に対する監視状況、被疑者における退去の意思などを総合的に勘案して判断されることとなっている。これまで、宿泊を伴う任意捜査における取調べが逮捕と同視されたケースとして、【1】東京地決1980年8月13日判例時報792号136頁（向島こんにやく商殺害事件）では、任意同行後の被疑者を、その承諾の下に逮捕前二泊にわたってビジネスホテルに捜査員6名と同室の状態で宿泊させた事案で実質的に逮捕と同視されると判断されている。反対に、【2】東京地八王子支判1989年3月13日判例時報1320号166頁・判例タイムズ705号264頁においては、殺人、死体遺棄事件で任意出頭した2名を、警察指定のホテルに宿泊させ、付近に警察官を配備して4泊取り調べたことにつき、妥当ではないが違法とまでは言えないとされた。また、【3】大阪高判1992年9月11日判例時報1408号128頁においては、強姦致傷、殺人等の事案につき、午後5時から11時頃まで取り調べた後、宿泊に強く拒絶の意思を示さない被告人を警察官3名で旅館に送り届け、2名の警察官が屋外から、1名が廊下を隔てた部屋から監視をした上で翌日、再び取調べ、午後11時55分に緊急逮捕したという事案につき、好ましい捜査方法とはいえないが、任意捜査として許容限度を超えていないとの判断が示されている。【4】東京地八王子支判1998年2月19日判例時報1614号152頁では、殺人事件について被告人をホテルに4泊させたケースで、被告人の了解があったとしても行き過ぎの誹りを免れないとして自白の信用性が否定されている。本件は9泊（病院を除いても7泊）の宿泊で長さの点で他事件と比べて際だっているが、判決では「事実上の身柄拘束に近い状態」と評価されているものの、その監視の状況については、【2】【3】【4】などの裁判例と比べてそれほど大きな違いはない。

そうなる、むしろ違法判断にあたっては、宿泊の長さとその承諾の有無が大きな判断要素となったと考えられる。高輪グリーンマンション事件や【2】【4】などの4泊と比して9泊というのは倍以上であり、その期間が突出している。承諾の点については、黙示的なものでは足りず明示の承諾が必要だという見解（三井ほか・刑事手続（上）96頁〔河上〕）や、積極的な承諾である必要はないが、明示的な承諾であれば足りるとする見解（平野・松尾編・新実例刑事訴訟法・76頁〔植村〕）などが学説としてあるが、高輪グリーンマンション事件においては、

ホテル周辺に動静監視がつくなどしていて実質的に身柄拘束に等しい状況であったものの、上に挙げた から の事情によって裏付けられた被告人の承諾が適法判断の大きな根拠であった。これに対して、本判決においては、 答申書などの存在はなかったこと、 原告は友人の名前を挙げてそこに宿泊したいという申し出をおこなっていたこと、 捜査官らは右のような供述はなかったと公判で供述しているが信用できないこと、 などから、「原告が自らの意思によって、警察の監視下での宿泊を容認して、応じていたものとまで認めることはできない」と判示された。このように、承諾がなかったと認定された点が違法判断を導いた主要因であろう。とはいえ、【1】のように、仮に承諾があったとしても、同室に相当数の捜査官が同宿するような状況は、1泊であっても許容されないとの判断もあるのであって、単純に承諾だけが宿泊を伴う任意捜査の適法要件ということはできず、 宿泊の真摯な承諾、 宿泊の態様、 監視の状況、 宿泊の客観的必要性などを勘案して判断されると見るべきであろう。

違法の程度については、本件では刑事二審と共に「重大な違法」を認めていることから、4泊5日において違法と判定されなかった高輪グリーンマンション事件と比しても、違法の程度は相当に重い評価を受けたと言えるだろう。もっとも、刑事二審における違法評価の内容は、9泊10日の任意取調べを全体として重大な違法と判断したのに対して、本判決では、当初2泊、原告を娘Bの入院先に取り調べ後に送り届け、監視のうえ翌日も取調べを続行した部分については、相当性を欠くところはなく、原告が病院で宿泊することにつき全く同意していなかったとみるのは相当でないとして、違法ということとはできないと判示された。監視のレベルにおいては病院であれ、ビジネスホテルであれ差異はないことから、両判決の相違は、同意の不存在が病院宿泊部分については民事判決では認められなかったことが理由と考えられる。他方、刑事二審においても、「少なくとも三日目以降の宿泊については自ら望んだものではないこと」が指摘されており、当初の二泊につき違法の程度は低いとの心証であったことが伺えるが、刑事判決では事実上の身柄拘束が結果として10日間続いたことを重く見たものと考えられる。このような差異はあるものの、刑事においても民事においても、宿泊を伴う任意取調べの適法違法をめぐる裁判例が乏しいところ、本判決は先例としての価値を有するものと言えよう。

(平成15年8月29日)

著者：立命館大学法学部教授 指宿信